

徳島県臨床研修等一時支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県における若手医師の確保・養成を図ることを目的として、県内の医療機関で臨床研修又は専門研修を行う医師で要件を満たす者に対し、予算の範囲内で支援金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支援金の種類)

第2条 支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 臨床研修医一時支援金
- (2) 専攻医一時支援金

(支援金の支給対象者の要件)

第3条 支援金の支給対象者の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 臨床研修医一時支援金にあっては、次のアからオまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和8年4月1日以降に、県内の臨床研修病院（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に基づき知事が指定する別表1の病院をいう。）の臨床研修プログラムで臨床研修を行う予定の者であること。
 - イ 徳島大学医学部の卒業生（学校推薦型選抜Ⅱ（地域特別枠）で入学した者に限る。）又は自治医科大学医学部の卒業生ではないこと。
 - ウ 法令又は契約等により徳島県内の医療機関以外において勤務する責務を負う者ではないこと。
 - エ アの臨床研修プログラムを修了する意思を有している者であること。
 - オ 過去にこの要綱に基づき、臨床研修医一時支援金を受けたことのある者でないこと。
- (2) 専攻医一時支援金にあっては、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 臨床研修医一時支援金を受給した者（第9条の規定に基づき知事から臨床研修医一時支援金の支給の決定を取り消された者を除く。）であること。
 - イ 令和9年4月1日以降に、県内の専門研修基幹施設（一般社団法人日本専門医機構が専門医制度整備指針等の規定により承認する認定基準に基づき、各基本領域学会が認定する施設をいう。）のうち、別表2に規定する医療機関の専門研修プログラムで専門研修を行う予定の者であること。
 - ウ イの専門研修プログラムに則って、専門研修を3年以上行う意思を有している者であること。
 - エ 過去にこの要綱に基づき、専攻医一時支援金を受けたことのある者でないこと。

(支援金の支給額)

第4条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる額以内の額とする。

- (1) 臨床研修医一時支援金 100万円

(2) 専攻医一時支援金 200万円

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表3の第1欄に掲げる支援金の種類に応じ、それぞれ第2欄に掲げる申請書類を第3欄に掲げる書類を添付の上、知事が定める日までに提出するものとする。

(支援金の支給等決定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定による支援金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査して、支給又は不支給を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知するものとする。この場合において、支給を決定したときは、その決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(支給決定者からの報告)

第7条 第2条第1号に規定する支援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、医師国家試験の可否を医師国家試験可否報告書（様式第3号）に可否が分かる書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

(支援金の支給)

第8条 知事は、第2条第1号に規定する支援金の支給決定者については、医師国家試験に合格した旨の報告のあった後に、第2条第2号に規定する支援金の支給決定者については、第6条に規定する支給の決定後に、支給決定者から提出された臨床研修等一時支援金請求書（様式第4号）に基づき、支援金を一括して支給するものとする。

(決定の取消し)

第9条 知事は、支給決定者が支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件を満たせなくなったとき、医師国家試験に不合格となったとき（第2条第1号に規定する支援金の場合に限る。）又は次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、支援金の支給の決定の全部を取り消すことができる。

(1) 臨床研修医一時支援金については、次のいずれかに該当する場合

ア 別表1に規定する臨床研修病院において臨床研修プログラムを修了する見込みがなくなった場合

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により支援金の支給を受けたと認める場合

(2) 専攻医一時支援金については、次のいずれかに該当する場合

ア 別表2に定める専門研修基幹施設の専門研修プログラムにおいて専門研修を受ける期間が3年に満たない見込みとなった場合

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により支援金の支給を受けたと認める場合

(支援金の返還)

第10条 知事は、支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、支給決定者が、

死亡、疾病その他やむを得ない理由があるものとして知事が認める場合はこの限りでない。

(加算金及び延滞金)

- 第11条 支給決定者は、第9条第1号イ又は同条第2号イの規定による支援金の支給の決定の取消しに関し、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支給決定者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 支給決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行し、令和6年度の支援金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の支援金から適用する。
- 2 この要綱の施行前に支給の決定がされた支援金については、なお従前の例による。

別表 1（第 3 条・第 8 条関係）

医療機関名（臨床研修病院）
阿南医療センター、田岡病院、徳島健生病院、徳島県鳴門病院、 徳島県立中央病院、徳島県立三好病院、徳島市民病院、 徳島赤十字病院、徳島大学病院、吉野川医療センター

別表 2（第 3 条・第 8 条関係）

医療機関名（専門研修基幹施設）
知事が別に定める

別表 3（第 5 条関係）

1 支援金の種類	2 申請書類	3 添付書類
臨床研修医一時支援金	臨床研修医一時支援金支給申請書（様式第 1 号）	別表 1 に規定する医療機関に採用される予定であることを証する書類（採用内定書、仮契約書など）
専攻医一時支援金	専攻医一時支援金支給申請書（様式第 2 号）	①臨床研修医一時支援金の支給決定通知書 ②別表 2 に規定する医療機関の専門研修プログラムに登録したことを証する書類